

令和 6 年 度

石川県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

石 川 県 監 査 委 員

石監査第232号

令和7年8月29日

石川県知事 馳 浩 様

石川県監査委員	平 蔵 豊 志
同	谷 内 律 夫
同	村 上 勝
同	作 田 有 子

令和6年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める令和6年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審査の方法

審査に当たっては、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に基づき、健全化判断比率の状況及び資金不足比率の状況について、

- ・健全化判断比率及び資金不足比率が正確であるか
- ・算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

を主眼として、関係諸帳簿及び証書類の調査照合を行うとともに、関係部局から説明を聴取し、併せて決算審査及び定期監査の結果も参考にして審査した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確に作成されているものと認める。

（1）健全化判断比率について

①実質赤字比率

令和6年度の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は算定されない。

②連結実質赤字比率

令和6年度の連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字比率は算定されない。

③実質公債費比率（3か年平均※）

令和6年度の実質公債費比率は、12.3%であった。

④将来負担比率

令和6年度の将来負担比率は、182.0%であった。

(単位：%)

区 分	令和6年度 健全化判断比率	令和5年度 健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	3.75以上	5以上
②連結実質赤字比率	—	—	8.75以上	15以上
③実質公債費比率	12.3	12.3	25以上	35以上
④将来負担比率	182.0	192.0	400以上	

※令和6年度 12.26% 令和5年度 12.31% 令和4年度 12.36%

(2) 資金不足比率について

(単位：％)

区 分	会 計 名	令和 6 年 度 資金不足比率	令和 5 年 度 資金不足比率	経営健全化基準
地方公営 企業法非 適用企業	港湾整備特別会計	—	—	20以上
地方公営 企業法 適用企業	中央病院事業会計	—	—	
	こころの病院事業会計	—	—	
	港湾土地造成事業会計	—	—	
	流域下水道事業会計	—		
	水道用水供給事業会計	—	—	

(注) 資金不足額が生じていないため「—」と表示

2 審査の意見

(1) 健全化判断比率

③実質公債費比率

実質公債費比率については、前年度と同じ 12.3％である。引き続き、公債費の縮減等により、財政負担の軽減に努められたい。

④将来負担比率

将来負担比率については、前年度を 10.0ポイント下回る 182.0％である。減少した理由は、能登半島地震及び奥能登豪雨への対応に伴い、地方債残高が増加したものの、その一方で、地方交付税の配分が増加したことによる。

将来負担額の大半を占める地方債残高は約1兆2,544億円と多額で、前年度に比べ約731億円増加していることから、引き続き地方債等の将来負担額の適正な管理に取り組み、将来、財政を圧迫することのないよう努められたい。

(2) 資金不足比率

令和 6 年度は、いずれの公営企業会計においても、資金不足は生じていない。引き続き、健全な公営企業会計の経営に努められたい。

付 表

- 1 実 質 赤 字 比 率
- 2 連 結 実 質 赤 字 比 率
- 3 実 質 公 債 費 比 率
- 4 将 来 負 担 比 率
- 5 資 金 不 足 比 率

(参考)

健全化判断比率等の対象範囲

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

$$\frac{\quad}{320,385,935} = \quad$$

※実質赤字額は発生していない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会 計 名		歳 入 総 額 (1)	歳 出 総 額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1) - (2) - (3) - (4) + (5)
				繰越明許費・ 事故繰越額 (3)	事業繰越額 (4)	左記に係る未収 入 特 定 財 源 (5)	
一般会計		1,081,511,935	1,050,692,936	307,166,754	0	278,586,124	2,238,370
一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	証紙特別会計	4,333,891	2,959,367	0	1,374,524	0	0
	土地取得特別会計	8,872	8,872	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別 会計	243,979	52,623	0	191,356	0	0
	中小企業近代化資金貸付金 特別会計	278,983	210,658	0	68,325	0	0
	林業改善資金特別会計	186,704	97	0	186,606	0	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	252,378	14	0	252,364	0	0
	育英資金特別会計	2,257,525	143,881	0	2,113,644	0	0
	公債管理特別会計	157,098,048	157,098,048	0	0	0	0
合 計		1,246,172,315	1,211,166,496	307,166,754	4,186,819	278,586,124	2,238,370

標準財政規模 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
標準税収入額等	177,868,723
普通交付税額	140,809,193
臨時財政対策債発行可能額	1,708,019
合 計	320,385,935

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C) + (D)}{\text{標準財政規模 (E)}}$$

320,385,935

※連結実質赤字額は発生していない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1) - (2) - (3) - (4) + (5)
			繰越明許費・ 事故繰越額 (3)	事業繰越額 (4)	左記に係る未収 入特定財源 (5)	
一般会計	1,081,511,935	1,050,692,936	307,166,754	0	278,586,124	2,238,370
一般会計等に属する特別会計	証紙特別会計	4,333,891	2,959,367	0	1,374,524	0
	土地取得特別会計	8,872	8,872	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	243,979	52,623	0	191,356	0
	中小企業近代化資金貸付金特別会計	278,983	210,658	0	68,325	0
	林業改善資金特別会計	186,704	97	0	186,606	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	252,378	14	0	252,364	0
	育英資金特別会計	2,257,525	143,881	0	2,113,644	0
	公債管理特別会計	157,098,048	157,098,048	0	0	0
合 計	1,246,172,315	1,211,166,496	307,166,754	4,186,819	278,586,124	2,238,370

一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額 (B)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1) - (2) - (3) - (4) + (5)
			繰越明許費 (3)	事業繰越額 (4)	左記に係る未収 入特定財源 (5)	
国民健康保険特別会計	99,306,184	98,660,726	0	0	0	645,458
公営競馬特別会計	32,195,361	31,973,487	140,690	0	0	81,184
合 計	131,501,545	130,634,213	140,690	0	0	726,642

公営企業会計（法非適用企業）に係る資金剰余額 (C)

(単位：千円)

会 計 名	歳入額 (1)	歳出額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			資金剰余額 (1) - (2) - (3) - (4) + (5)
			繰越明許費・ 事故繰越額 (3)	事業繰越額 (4)	左記に係る未収 入特定財源 (5)	
港湾整備特別会計	3,094,466	1,831,832	2,619,752	0	1,365,964	8,846

公営企業会計（法適用企業）に係る資金剰余額 (D)

(単位：千円)

会 計 名	流動資産 (1)	控除財源 (2)	土地評価 差額 (3)	流動負債 (4)	控除企業債 等 (5)	控除未払金 等 (6)	控 除 額 (7)	長期借入金 (8)	資金剰余額 (1) - (2) - (3) - (4) + (5) + (6) + (7) - (8)
中央病院事業会計	17,942,614	0	-	7,239,037	2,890,918	0	0	-	13,594,495
こころの病院事業会計	5,150,137	0	-	1,482,144	408,855	0	0	-	4,076,848
港湾土地造成事業会計	1,447,302	0	0	10,176	0	0	0	-	1,437,126
流域下水道事業会計	1,618,016	0	-	1,497,524	361,410	0	0	-	481,902
水道用水供給事業会計	9,030,468	0	-	8,049,747	2,403,746	0	0	-	3,384,467
合 計	35,188,537	0	0	18,278,628	6,064,929	0	0	0	22,974,838

標準財政規模 (E)

(単位：千円)

金 額	320,385,935
-----	-------------

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3 か年平均）

【計算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金 (A)} + \text{準元利償還金 (B)}) - (\text{特定財源 (C)} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)})}{\text{標準財政規模 (E)} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)})}$$

$$\begin{array}{rcccl} & \text{令和4年度} & \text{令和5年度} & \text{令和6年度} & \\ 3 \text{ か年平均} & (12.36880 & + 12.31257 & + 12.26062) \div 3 = 12.3 & \\ & & & & \text{(小数点第二位以下切捨)} \\ & \frac{32,245,916}{260,703,767} & \frac{32,789,633}{266,310,268} & \frac{33,507,642}{273,294,774} & \end{array}$$

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地方債の元利償還金(繰上償還額等を除く) (A)	79,680,816	77,678,007	76,368,187
準元利償還金 (B)	5,063,541	5,912,604	6,303,089
特定財源 (C)	1,126,368	1,018,040	2,072,473
元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)	51,372,073	49,782,938	47,091,161
標準財政規模 (E)	312,075,840	316,093,206	320,385,935

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A) - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) (B)}}{\text{標準財政規模 (C) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) (D)}}$$

$$\frac{497,535,083}{273,294,774} = 182.0\%$$

(小数点第二位以下切捨)

将来負担額 (A)

(単位：千円)

区 分	会 計 名 等	金 額
地方債の現在高	一般会計	1,240,855,109
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	710,002
	中小企業近代化資金貸付金特別会計	12,822,807
	計	1,254,387,918
債務負担行為に基づく支出予定額	一般会計	0
公営企業債等繰入見込額	港湾整備特別会計	3,879,609
	中央病院事業会計	16,289,815
	こころの病院事業会計	3,083,067
	流域下水道事業会計	1,847,317
	水道用水供給事業会計	0
	計	25,099,808
退職手当負担見込額	一般会計	89,620,973
設立法人の負債額等負担見込額	公立大学法人	0
	第三セクター等	17,767,821
	計	17,767,821
連結実質赤字額		0
合 計		1,386,876,520

充当可能財源等 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	165,507,827
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	30,615,351
地方債の償還等に係る基準財政需要額算入見込額	693,218,259
合 計	889,341,437

標準財政規模 (C)

(単位：千円)

金 額	320,385,935
-----	-------------

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

(単位：千円)

金 額	47,091,161
-----	------------

5 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A) 又は (B)}}{\text{事業の規模 (C) 又は (D)}}$$

※下表のとおり各会計の資金不足額は発生していない。

資金不足額（法非適用企業）（A）

（単位：千円）

会 計 名	歳 出 額 (E)	歳 入 額 (F)	繰越明許費 繰越額 (G)	未収入 特定財源 (H)	資金不足額 (△資金剰余額) (E) - (F) + (G) - (H)
港湾整備特別会計	1,831,832	3,094,466	2,619,752	1,365,964	△ 8,846
合 計					△ 8,846

資金不足額（法適用企業）（B）

（単位：千円）

会 計 名	流 動 負 債 (I)	流 動 負 債 控除企業債等 (J)	流 動 負 債 控除未払金等 (K)	流 動 資 産 (L)	控除財源 (M)	流 動 資 産 土地評価差額 (N)	長期借入金 (O)	資金不足額 (△資金剰余額) (I) - (J) - (K) - (L) + (M) + (N) + (O)
中央病院事業会計	7,239,037	2,890,918	0	17,942,614	0	-	-	△ 13,594,495
こころの病院事業会計	1,482,144	408,855	0	5,150,137	0	-	-	△ 4,076,848
港湾土地造成事業会計	10,176	0	0	1,447,502	0	200	-	△ 1,437,126
流域下水道事業会計	1,497,524	361,410	0	1,618,016	0	-	-	△ 481,902
水道用水供給事業会計	8,049,747	2,403,746	0	9,030,468	0	-	-	△ 3,384,467
合 計								△ 22,974,838

注：△は資金の余剰を示している。

事業の規模（C）

（単位：千円）

会 計 名	営 業 収 益 (Q)	受託工事収益 (R)	事業の規模 (Q) - (R)
港湾整備特別会計	347,120	0	347,120
中央病院事業会計	23,970,021	0	23,970,021
こころの病院事業会計	2,432,888	0	2,432,888
流域下水道事業会計	1,131,161	0	1,131,161
水道用水供給事業会計	5,291,182	0	5,291,182
合 計			33,172,372

事業の規模（宅地造成事業）（D）

（単位：千円）

会 計 名	資 本 (S)	負 債 (T)	事業の規模 (S) + (T)
港湾土地造成事業会計	1,437,326	10,176	1,447,502

(参 考)

健全化判断比率等の対象範囲

会 計 区 分			県 の 会 計 区 分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一 般 会 計 等			一般会計						
			証紙特別会計						
			土地取得特別会計						
			母子父子寡婦福祉資金特別会計						
			中小企業近代化資金貸付金特別会計						
			林業改善資金特別会計						
			沿岸漁業改善資金特別会計						
			育英資金特別会計						
			公債管理特別会計						
公 営 事 業 会 計	収 益 事 業		公営競馬特別会計						
	国 民 健 康 保 険 事 業		国民健康保険特別会計						
	公 営 企 業 会 計	地 方 公 営 企 業 法 非 適 用 事 業	港湾整備特別会計						
		地 方 公 営 企 業 法 適 用 事 業	中央病院事業会計						
			こころの病院事業会計						
			港湾土地造成事業会計						
			流域下水道事業会計						
			水道用水供給事業会計						
一 部 事 務 組 合 等	一部事務組合・広域連合		—						
	地 方 独 立 行 政 法 人		石川県公立大学法人						
	地方公社・第三セクター		(公財) 石川県林業公社						
			(公財) 石川県産業創出支援機構						
	公 的 信 用 保 証 機 関		石川県信用保証協会						

令和 6 年度
石川県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

令和 7 年 8 月発行
石川県監査委員（監査委員事務局監査課）
〒 920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
直通電話 076-225-1863
F A X 076-225-1864
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/index.html>
メールアドレス kansa@pref.ishikawa.lg.jp